

## みやま市スポーツレクリエーション大会参加者募集

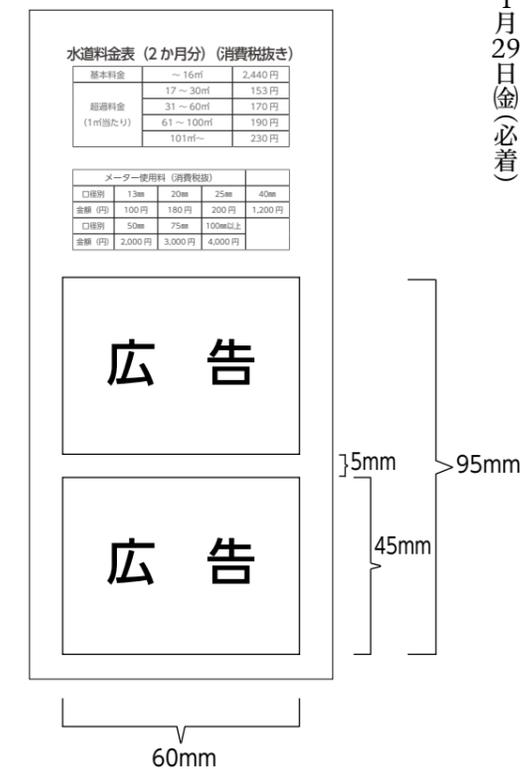
社会教育課 社会教育係 (Tel32-9182)

- 日時 3月14日(日)  
(受付は午前9時～10時)  
※競技は受付終了次第開始します。
- 場所 みやま市高田体育館
- 対象 みやま市在住者、市内事業所勤務者  
(申し込み先着25チームまで)
- チーム編成 3人で1チーム  
(付き添いの人を含めて1チーム5人まで)
- 競技種目  
デイスゲッター、スカットボール、ラダーゲッター、わなげ、アジャタ
- 参加費 無料
- 申込期限 2月12日(金)
- 申込方法  
▽社会教育課 社会教育係(山川支所1階)、瀬高・高田B&G海洋センター、山川体育センター、高田体育館で直接申し込み  
▽電話で申し込み(代表者名、住所、連絡先、チーム名をお伝えください)  
※当日の申し込みはできません。
- 準備物  
体育館シューズ、飲み物、タオル
- 参加上の注意  
▽競技中の事故については、応急処置のみを行います。  
▽出場選手全員に「総合賠償補償保険制度」を適用します。
- ▽新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開会式、閉会式は行いません。また、当日はマスク着用および検温をさせていただきます。

## 水道検針票の有料広告を募集します

上下水道課 庶務係 (Tel64-1533)

水道検針票(裏面)イメージ



- 水道検針票の裏面に掲載する広告を募集します。検針票は、偶数月に各戸に投函、1年間で約7万枚発行しています。
  - 掲載期間  
4月から契約枚数に達するまで  
※検針票の在庫次第で、掲載開始が前後することがあります。
  - 掲載場所  
水道検針票の裏面下段(掲載位置は、上下水道課が決定します)
  - 掲載サイズおよび掲載料  
① 全幅 縦95ミリ×横60ミリ  
7万枚につき6万円(税別)  
② 半幅 縦45ミリ×横60ミリ  
7万枚につき3万円(税別)  
※広告は2色(黒・青)刷りです。
  - 申込期限  
1月29日(金)(必着)
- ※有料広告の掲載について、一定の基準を設けています。詳しくは、市のホームページをご覧ください。  
▽申し込みから掲載までの流れ  
①市ホームページより申込書をダウンロードして必要事項を記入してください。  
②1月29日(金)までに申込書と広告の版下(原稿)を上下水道課へ提出してください。  
③提出された内容などを審査して掲載の可否を決定し、申込者へ連絡します。  
④掲載の場合、掲載決定通知書と料金の納付書を郵送しますので、期日までに入金してください。  
※入金後に掲載となります。

## 市営駐車場利用者を募集します

都市計画課 都市計画係 (Tel64-1532)

- 〔瀬高駅東駐車場〕  
■ 場所 JR瀬高駅東  
■ 募集台数 54台  
■ 使用料 月額3,300円  
■ 〔開駅前駐車場〕  
■ 場所 西鉄開駅前  
■ 募集台数 4台  
■ 使用料 月額2,750円  
■ 〔南瀬高駅東駐車場〕  
■ 場所 JR南瀬高駅東  
■ 募集台数 6台  
■ 使用料 月額2,750円  
■ 〔共通事項〕  
■ 契約期間 4月1日～  
令和4年3月31日
- 申込方法  
利用許可申請書(都市計画課に備え付けのもの)、車検証の写しを都市計画課に提出  
※印鑑を持参ください。  
※申し込みは1世帯につき1区画で、市内居住者を優先します。  
※応募者多数の場合は抽選。  
※郵送での申し込みはできません。
- 申込期間  
2月1日(月)～15日(月)

## 保育士・看護師等人材バンク登録者募集

子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel64-1535)

- 市では、保育士・看護師・幼稚園教諭・調理師などの資格をお持ちの人で、就労を希望する人を登録し、市内の保育所、認定こども園、医療機関、放課後児童クラブなどからの依頼に応じて適宜情報提供を行っています。
- 登録を希望する人は、必要書類を持参し、子ども子育て課で申請してください。  
※郵送による受け付けは行いません。必ず本人が窓口にお越しください。
- 必要書類  
① 保育士・看護師等人材バンク登録申請書  
※登録申請書はホームページからダウンロードするか、子ども子育て課に備えています。  
② 保育士証など資格証明書の写し
- 注意  
この保育士・看護師等人材バンクは、情報の提供を行うもので、就職をあっせん保証するものではありません。また、雇用条件等は登録者と各施設との契約となります。

## 年に一度は健康診査を受けましょう

福岡県後期高齢者医療広域連合 (Tel092-651-3111、Fax092-651-3901)

- 後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防などを目的とした健康診査を実施しています。生活習慣病で治療中の人も健康診査を受けることができます。
- まだ受診していない人は、医療機関に事前に電話で相談のうえ、受診してください。
- 受診期限  
令和3年3月31日(水)
- 受診に必要なもの  
① 後期高齢者医療被保険者証(保険証)  
② 受診票  
③ 自己負担金500円
- ※受診票は、令和2年4月末現在で被保険者の人には4月下旬～5月上旬に送付しています。また、令和2年5月以降に75歳になった人には、誕生月の10日に送付しています。  
※今年度75歳になる人は、75歳の誕生日以降に受診してください。
- 健康診査実施医療機関が分からない場合や、受診票の再発行が必要な場合は、左記まで問い合わせください。受診票の再発行には1週間ほどかかりますので、早めに問い合わせください。
- 問い合わせ先  
福岡県後期高齢者医療広域連合  
お問い合わせセンター  
(Tel)092-651-3111  
(Fax)092-651-3901  
〒812-0044  
福岡市博多区千代四丁目1番27号  
(福岡県自治会館5階)  
<http://www.fukuoka-kouki.jp/kenkosinsa.php>